

## 市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）案についてのパブリックコメント実施結果

市川市 環境部 環境政策課

○期間 平成27年7月21日(火)～平成27年8月20日(木) 30日間		
○意見を提出していただいた方の人数及び延べ件数		
・インターネットによるもの	5人	延べ17件
・環境政策課に提出によるもの	1人	延べ7件
※郵送・ファクシミリによるものはありませんでした。		
○意見への対応		
・ご意見を踏まえて、案の修正を検討するもの	7件	
・今後の事業の参考とするもの	0件	
・ご意見の趣旨や内容について、考え方を盛り込み済みであるもの	12件	
・その他	5件	

No.	意見の概要	市の考え方	対応
1	「地域のエネルギーセキュリティの向上」や「防災性の高い市街地の形成」等が示され、近隣自治体と比べて先進的な内容となっており、地球温暖化対策のみならず、国のエネルギー政策を幅広く捉えた対策が取られるよう期待する。	地球温暖化対策は、多くの分野と関連することから、各分野における市の施策と連携し、また、国や県等の施策を踏まえながら、総合的かつ計画的に施策の推進を図ってまいります。	その他
2	昔の真間、菅野、八幡の高木の景観を市全域に広げ、かつての「西の鎌倉、東の市川」を再現することを市川市 100 年の大計とすべきである。	本計画は、市域から排出される温室効果ガスの排出抑制等に向け、市民・事業者・市の各主体による取り組みを総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。なお、景観については施策の方向Ⅱ「緑地の保全及び都市緑化の推進」において、まち並み景観を美しくつなげていくための取り組みの普及・促進を図ることとしています。	盛り込み済

3	<p>コージェネレーションシステムに代表される分散型電源について、市の率先導入、市民・事業者への導入促進を図るべきである。</p>	<p>地域におけるエネルギーの創出に向けた取り組みとして、自立分散型エネルギー導入の有用性等について記載しております。また、併せて市民や事業者が取り組んでいく内容として、コージェネレーション設備等について記載しており、その導入の推進を図ってまいります。</p>	<p>盛り込み済</p>
4	<p>再開発整備事業や土地区画整理事業などの市街地整備において、コージェネレーションシステム等の分散型電源の導入によるスマートコミュニティ形成を検討すべきである。</p>	<p>再開発整備事業や土地区画整理事業等の市街地整備において、再生可能エネルギー等の導入や計画エリア内の建築物の省エネルギー対策等の導入について記載しています。頂いたご意見も踏まえ、今後の調査・検討を進めてまいります。</p>	<p>盛り込み済</p>
5	<p>省エネ関連の施策や、施策の進捗確認のための目標について、台数や設備容量などを盛り込むべきである。</p>	<p>各施策の取組項目の指標として、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入等に関連する定量的数値を設定しています。</p> <p>本計画の進行管理において、二酸化炭素排出量だけでなく、これらの指標の推移等を踏まえて、各施策・対策の進捗状況について点検・評価を行なってまいります。</p>	<p>盛り込み済</p>
6	<p>電気需要平準化の取り組みを促進すべきである。 (自家発電設備の活用、空調設備等の熱源変更)</p>	<p>平成 25 年の省エネ法改正により事業者の責務として追加された電気の需要の平準化に関する措置については、温暖化対策に資する取り組みであることから、ご意見を踏まえ、施策の方向 I「エネルギーの合理的利用及び創出の推進」における事業者の取り組みに追加しました。</p>	<p>案の修正</p>
7	<p>省エネ家電や省エネ設備について、名称や画像など具体的な例示をしたほうが市民に伝わり易いとする。</p>	<p>温暖化対策の取り組みについて、ご意見を踏まえ、市民の理解が進むよう本文中に省エネ家電や省エネ設備についての具体例とその省エネ効果についての記載を追加しました。また、このほか全般的に、できる限りイラストや写真などを使って、より分かり易い内容となるよう努めました。</p>	<p>案の修正</p>

8	資料編の削減可能量推計方法において記載されている、家庭用及び業務用高効率給湯器の普及における対策内容について、コージェネレーションシステムも列記すべきである。	高効率給湯器やコージェネレーション設備については、エネルギーの合理的利用及び創出の推進に有用であり、その導入に努めるよう各主体の取組内容に記載していることから、ご意見を踏まえ、当該箇所にコージェネレーションを追加しました。	案の修正
9	緑地公園へ太陽光発電設備を利用したLED照明を設置すべきである。	本計画では、施策の方向Ⅰに「エネルギーの合理的利用及び創出の推進」を掲げ、公共施設の省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用の推進など、その取り組みの推進を図っていくこととしています。	盛り込み済
10	省エネ意識の向上のため、人が集まる拠点(屋内外問わず)に地区のエネルギー使用状況を示すパネルを設置することを提案したい。	省エネ意識の向上に関しては、環境情報の発信が重要であると考えており、本計画においても施策の方向Ⅵ「環境学習の推進・環境情報の発信・実践行動の促進」に位置づけております。今後、本計画に基づき、省エネをはじめとする市民の環境配慮意識の醸成を図っていきます。	盛り込み済
11	緑の小特区制度のような、積極的な緑地保全を掲げるべきである。 (市内各地域の特色を生かし、緑経済特区、水郷街区再現特区など)	本計画では、施策の方向Ⅱ「緑地の保全及び都市緑化の推進」を掲げています。緑地保全に関する協定や、緑地の保全活動を行うボランティア団体等に対する支援を推進し、緑地の保全を図っていきます。	案の修正
12	市内の緑地を増加させることは将来的にも困難であるため、現有する緑地の適正管理が必要ではないか。	本計画では、施策の方向Ⅱに「緑地の保全及び都市緑化の推進」を掲げています。 また、緑地の保全に関しては、その維持管理が重要であることから、民有緑地の保全や緑地の保全活動の支援事業を計画に位置づけています。	案の修正

13	緑地の過剰管理は止め、適度できめ細かい管理をすべきである。	本計画では、施策の方向Ⅱに「緑地の保全及び都市緑化の推進」を掲げています。 また、緑地の保全に関しては、その維持管理が重要であることから、民有緑地の保全や緑地の保全活動の支援事業を計画に位置づけています。	案の修正
14	本計画に合わせて、外環道路周辺や国分川遊水地の緑化、三番瀬海底の藻場育成を行い、土壌や海中の生物量を増加させる工夫が必要である	本計画では、施策の方向Ⅱに「緑地の保全及び都市緑化の推進」を掲げています。 都市緑地法に基づく保全地区の指定や、緑地保全に関する協定の締結など、都市緑化の取り組みが進んでいくよう努めてまいります。	盛り込み済
15	自転車利用の促進のため、駅周辺の重点道路について朝夕の時間帯は一方通行や車両進入禁止などの交通規制導入を提案する。	本計画では、施策の方向Ⅲに「交通対策の推進」を掲げ、公共交通機関の利用促進、自転車・歩道の利用環境の整備を取組項目としています。また自転車走行空間(自転車専用通行帯)を整備し、自転車の利用しやすい環境づくりを図っていきます。	盛り込み済
16	計画中の江戸川第一終末処理場について、エネルギー利用の効率化のため、メタン発酵法の採用を千葉県に働きかけるべきである。	本計画では、施策の方向Ⅰに「エネルギーの合理的利用及び創出の推進」を掲げ、省エネルギー対策を推進するとともに再生可能エネルギーの利用促進に努めていくとしています。なお、メタン発酵法については、関係協議会等を通して千葉県へ要望してまいりたいと考えています。	その他
17	緑地公園へのコンポスト設置奨励、またコンポスト利用時に生物由来の悪臭発生抑制剤(発酵促進剤)を配布すべきである。	本計画では、施策の方向Ⅳに「循環型社会形成の促進」を掲げ、廃棄物の発生抑制・排出抑制の促進と資源の循環的利用の取り組みなどを進める中で、堆肥化の促進など、家庭でできる生ごみの減量対策を進めていきます。	盛り込み済

18	緑地のきめ細かい管理や、植生変動・生物多様性への影響などの観察には、地域ボランティアを活用すべきである。	本計画では、施策の方向Ⅱに「緑地の保全及び都市緑化の推進」を掲げています。 また、緑地の保全に関しては、その維持管理が重要であることから、民有緑地の保全や緑地の保全活動の支援事業を計画に位置づけています。	案の修正
19	公園における小動物への餌やりを抑制する看板の設置と維持管理を地域ボランティアに委任するための資金補助制度を策定することを提案する。	本計画では、地球温暖化対策の観点から施策の方向Ⅱに「緑地の保全及び都市緑化の推進」を掲げています。頂いたご意見については、関連部署と情報を共有していきます。	その他
20	クリーンセンターや下水処理場などを活用した自治体 PPS の立ち上げに関して追加を検討すべきである。	本計画では、施策の方向Ⅳ「循環型社会形成の促進」を掲げ、熱回収と余熱利用の推進を図っていくこととしています。	盛り込み済
21	水利面・街灯設置などを含めた緑地管理について、縦割り行政を排除すべきである。	本計画では、副市長を会長とする環境調整会議(事務局:環境政策課)や関係部署の課長で組織する地球温暖化対策推進会議(事務局:環境政策課)を庁内推進組織と位置づけ計画の進行を図っていきます。	盛り込み済
22	計画の目標達成に向けた取り組みに関わる庁内重点部署と手順を示すべきである。さらに、罰則規定や市の責任の取り方に言及すべきである。	今日の地球温暖化をはじめとする環境問題は、私たちの生活に密接に係わっていることから、規制的手法では解決が困難と考えています。そこで、本計画では、環境と経済を良好な関係に保ち、持続可能で低炭素なまちの実現を目指すため、市民・事業者・市等の各主体が連携・協力して取り組むこととしています。	その他

23	既に市民、事業者、市が連携し、地球温暖化対策を推進する体制が整っているため、それを活用し、他自治体の模範となるような取り組みが実践されることを期待する。	本計画では、施策の方向Vに「市民・事業者との協働の推進」を掲げ、引き続き、「市川市地球温暖化対策推進協議会」など様々な主体との協働により、計画の推進を図っていきます。	その他
24	特区制度に関する庁内の複数部署を統括する、市長直轄の組織を設置すべきである。	本計画では、副市長を会長とする環境調整会議(事務局:環境政策課)や関係部署の課長で組織する地球温暖化対策推進会議(事務局:環境政策課)を庁内推進組織と位置づけ計画の進行を図っていきます。	盛り込み済

※いただいたご意見は、要約して掲載しています。